特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	生活保護の決定及び実施等に関する事務 基礎項目評価 書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県は、生活保護の決定及び実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山形県知事

公表日

令和5年4月5日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

Ⅰ 関連情報	L. vo., 11 los Nordes Vila					
1. 特定個人情報ファイルを						
①事務の名称	生活保護の決定及び実施等に関する事務					
②事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基づく保護の決定及び実施等に関する事務を行う。 【具体的な内容】 ・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ・保護の停止又は廃止に関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ・保護に要する費用の返還に関する事務 ・保護に要する費用の返還に関する事務 ・保護に要する費用の返還に関する事務 ・保護に要する費用の返還に関する事務 ・生活保護電算システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理※ ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等※ ※山形県が委託元となる事務					
③システムの名称	生活保護電算システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端 末、医療保険者等向け中間サーバー等					
2. 特定個人情報ファイル名	ž					
被保護者ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第5の項					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号二、同条第3号口、同条第4号二、第11条第1号二、同条第2号口、同条第4号イ、第12条第1号ス、同条第2号子、同条第3号口、同条第4号」、同条第6号チ、同条第8号ス、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ス、同条第2号から第6号まで、第20条第4号から第8号まで、同条第10号口、同条第11号、第21条第1号ハ、同条第2号から第6号。同条第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第1号、第22条第2号から第5号まで、同条第8号、同条第1号、第28条第1号、第28条第1号、第28条第1号、第28条第1号、第28条第1号八、同条第2号小、第38条第1号、第39条第1号、第44条第1号ス、同条第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第7号イ、同条第7号イ、同条第8号号、同条第16号イ、同条第16号イ、同条第16号イ、同条第18号八、第55条第1号川、第55条第1号川、第55条第1号八、第55条第1号系1号八、第55条第1号八,第55条第1号八,第55条第1号八,第55条第1号八,第55条第1号八,第55条第1号八,第55条第1号八,第55条第1号八,第55条第1号八,第55条第1号八,第55条第1号八,第55条第1号八,第55条第1号列列和55条第1号列和555条第1号列和555条第1号列和555条第1号列和555条第1号列和555条第1号列和555条					
	同条第6号へ、同条第7号ハ、同条第11号ホ、第59条の2の2第1号リ、同条第2号から第5号まで、同条第6号リ、同条第7号から第11号まで、第59条の3第1号イ及び同条第2号イ 【独自利用事務】 ・番号法第19条第9号 ・山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条1項 別表第1第5の項					
5. 評価実施機関における	6号リ、同条第7号から第11号まで、第59条の3第1号イ及び同条第2号イ 【独自利用事務】 ・番号法第19条第9号 ・山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条1項 別表第1第5の項					
5. 評価実施機関における:	6号リ、同条第7号から第11号まで、第59条の3第1号イ及び同条第2号イ 【独自利用事務】 ・番号法第19条第9号 ・山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条1項 別表第1第5の項					
-	6号リ、同条第7号から第11号まで、第59条の3第1号イ及び同条第2号イ 【独自利用事務】 ・番号法第19条第9号 ・山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条1項 別表第1第5の項 担当部署					

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

山形県行政情報センター(学事文書課) 住所:〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話:023-630-3014 請求先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

山形県健康福祉部地域福祉推進課 住所:〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号 連絡先

電話:023-630-2334

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢>						
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点						
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] 〈選択肢〉 1)500人以上 2)500人未満						
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点						
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし						

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	の種類				
[基礎	項目評価書	;]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関につ(いては、それぞれ፤	重点項目評	西書又は全項		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネ	ットワークシステ	ムを通じた	-入手を除く。	,)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの	委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情	報提供ネットワーク	ウシステムを	通じた提供を	除く。) [〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接線	しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[O] É	自己点検	[]	内部監査	[]外部監	査
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[+	ト分に行っている	1		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ ² 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長	課長 長岡 満夫	課長 鈴木 仁	事前	
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長	課長 鈴木 仁	課長 遠藤 健悟	事前	
令和1年6月28日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長の役職名	(所属長名から変更)	地域福祉推進課長	事前	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	_	項目追加	事前	
令和2年9月3日	I 関連情報1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事 務の概要	-	・進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請 に対する応答に関する事務	事前	
令和2年9月3日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる連携		情報提供の根拠規定整理	事前	
令和2年9月3日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象 人数	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事前	
令和2年9月3日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱 者数	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事前	
令和4年12月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	-	「具体的な内容」に以下の項目を追加 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・被保護者健康管理支援事業の実施に関する 事務	事前	
令和4年12月23日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	_	「山形県個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例 別表第1 第5の項」の追 加	事前	
令和4年12月23日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-	以下の記載を追加 【独自利用事務】 ・番号法第19条第9号 ・山形県個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例第3条1項 別表第1第5の 項	事前	
令和4年12月23日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象 人数	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和4年12月23日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱 者数	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和5年4月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	-	「具体的な内容」に以下の項目を追加 ・生活保護電算システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における 資格履歴の管理※ ・医療保険者等向け中間サーバー等における 本人確認事務※ ・医療保険者等向け中間サーバー等における 機関別符号の取得等※ ※山形県が委託元となる事務	事前	
令和5年4月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	_	以下の記載を追加 「レセブト管理システム、統合専用端末、医療 保険者等向け中間サーバー等」	事前	
令和5年4月5日	Ⅱしきい値判断項目1.対象 人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	
令和5年4月5日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱 者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	
令和5年4月5日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事前	